

～新型コロナウイルス感染症対策事業～

川辺町事業継続

追い風 助成金

よくある質問 Q&A

申請関係

- Q1. 申請方法について..... 1
- Q2. 申請期限が過ぎてしまった場合、遡っての申請は可能か..... 1
- Q3. 申請から補助金交付までのスケジュール..... 1

対象要件

- Q4. 対象となる要件は..... 2
- Q5. 対象となる小規模企業者の定義は..... 2
- Q6. 個人事業主は対象となるか..... 2
- Q7. 法人は全て対象となるか..... 2
- Q8. 令和2年以降に設立、開業したが対象となるか..... 3
- Q9. 常時使用する従業員の定義とは..... 3
- Q10. 常時使用する従業員数、本社所在地、住民登録はいつ時点か..... 3
- Q11. 基準日以降、町外に移転、転出又は廃業した場合は対象となるか..... 3
- Q12. 事業収入の定義は..... 4
- Q13. 助成金支給対象施設とは..... 4
- Q14. 支給対象施設を賃借している場合は対象となるか..... 4

助成条件

- Q15. 会社の代表取締役が、個人でも事業収入がある場合について…………… 5
- Q16. 複数の事業所を有する事業者の助成金額について…………… 5
- Q17. 基準日(6月1日)現在、休業中であっても対象となるか…………… 5
- Q18. 自宅を利用して事業をしている場合でも対象となるか…………… 5
- Q19. 「県協力金」支給対象で、県協力金を申請していない場合は対象となるか…………… 5
- Q20. 事業所と契約し、個人事業(保険外交員等)をしているが対象となるか…………… 6
- Q21. 夫婦で共通の施設を事業の用に供している場合はそれぞれ対象となるか…………… 6
- Q22. 県協力金のように休業していなくても対象となるか…………… 6

添付書類

- Q23. 申請に必要な書類について…………… 7
- Q24. 個人事業主は申請書に、施設所在地か自宅の所在地どちらを記載するのか…………… 7
- Q25. 直近売上資料とはどのようなものか…………… 7
- Q26. 確定申告等をしていない場合の添付書類は…………… 7
- Q27. 令和2年以降に設立、開業した場合の添付書類は…………… 8
- Q28. 開業届を紛失した、又は提出していない場合の添付書類は…………… 8

その他

- Q29. 助成金は課税対象となるか…………… 8
- Q30. 国の持続化給付金や県協力金以外の各種支援金等と重複受給は可能か…………… 8

※ 本紙において「県協力金」は、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」をいいます。

お問い合わせ先

川辺町役場産業環境課 商工担当

〒509-0393 川辺町中川辺1518番地4

電話：0574-53-7212 FAX：0574-53-2374

申請関係

Q1. 申請方法について

申請期限 9月30日（水） ※9月30日消印有効

提出方法 申請は郵送のみ
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けません。申請書類は下記宛先へ簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

送付先 509-0393
川辺町役場 産業環境課「追い風助成金」受付担当

※509-0393 は川辺町役場の郵便番号ですので住所表記は不要です。
※切手を貼付のうえ、封筒に差出人を記載し郵送ください。

Q2. 申請期限が過ぎてしまった場合、遡っての申請は可能か

申請期限の9月30日（水）を過ぎての申請は一切受け付けません。
なお、9月30日消印については到着が申請期限を過ぎていても受け付けます。

Q3. 申請から補助金交付までのスケジュール

申請書受付から指定口座への振込までに要する日数は約2週間程度としています。

対象要件

Q4. 対象となる要件は

助成金は、次の全ての要件を満たす小規模企業者が対象となります。

- ① 「県協力金（50万円）」が支給対象外であった事業者
- ② 6月1日現在、町内において支給対象施設を事業の用に供している事業者
- ③

会社の場合	6月1日現在、町内に本社・本店を有する会社
個人の場合	6月1日現在、町内に住民登録のある個人事業主
- ④ 令和元年中の事業収入が20万円以上である事業者
※令和2年中に会社設立、開業した場合は令和2年中の事業収入が20万円以上
- ⑤ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員でない事業者。また、暴力団等が事業の経営に事実上参画していない事業者

Q5. 対象となる小規模企業者の定義とは

中小企業基本法第2条第5項に規定される以下の要件を満たす事業者（会社及び個人）をいいます。なお、個人農家は対象外（認定農業者及び認定就農者は対象）となります。

（主たる）業種	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	20人以下
卸売業、小売業、サービス業	5人以下

※従業員数はおおむねの人数（おおむねの範囲は1割（小数点以下四捨五入））です。

Q6. 個人事業主は対象となるか

Q4 に示す条件を全て満たしていれば個人事業主も対象となります。

Q7. 法人は全て対象となるか

助成対象となる法人は中小企業基本法上の会社に該当するものとします。

中小企業基本法上の会社は会社法第2条第1項第1号に規定する以下の会社となります。また、弁護士法人といった士業法人についても対象となります。

対象法人

 株式会社（旧有限会社を含む）・合名会社・合資会社・合同会社
その他士業法人（弁護士、公認会計士、行政書士等）

対象外法人

 社会福祉法人や医療法人、宗教法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農業協同組合等各種組合などは対象となりません。

Q8. 令和2年以降に設立、開業したが対象となるか

令和2年以降に設立、開業した場合でも、令和2年中の事業収入が6月1日現在で20万円以上であれば対象となります。この場合、添付資料として20万円以上であることを確認できる売上帳簿等に加え、登記事項証明書（会社）又は開業届（個人事業主）を提出していただきます。

Q9. 常時使用する従業員の定義とは

常時使用する従業員数とは、労働基準法第20条に規定される「予め解雇の予告を必要とする者」のことをいいます。なお、会社役員、個人事業主本人については、従業員数には含みません。

基本的には、下記の者は常時使用する従業員からは除外されます。

- ① 日日雇い入れられる者
- ② 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 試の使用期間中の者

ただし、①については1ヶ月を超えて引き続き使用されている場合、②・③については所定の期間を超えて使用されている場合、④については14日を超えて引き続き使用されている場合は、解雇予告が必要となります。

Q10. 常時使用する従業員数、本社所在地、住民登録はいつ時点か

助成金交付要件に影響する基準日はそれぞれ次のとおりとなります。

項目	基準日
常時使用する従業員数	申請日
本社所在地	6月1日
住民登録の基準日	6月1日

Q11. 基準日以降、町外に移転、転出又は廃業した場合は対象となるか

基準日時点で要件を満たしている場合は助成金の申請、支給は可能となります。ただし、会社を解散した場合、助成金の申請はできません。

Q12. 事業収入の定義は

本制度における事業収入は下記のとおりとなります。

個人 所得税法第27条第1項に規定する事業所得（農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものは除きます。))に係る総収入金額をいいます。
※アパート経営などといった不動産収入などは対象外となります。

会社 法人税法第22条第1項に規定する益金をいいます。

Q13. 助成金支給対象施設とは

助成金支給対象施設は以下の施設をいいます。

なお、6月1日現在、川辺町内で対象施設を事業の用（不特定多数の人が出入り可能な状況）に供している必要があります。

種類	施設	種類	施設	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	
	学童クラブ		カプセルホテル	
	障害児通所支援事業所		旅館（集会の用に供する部分を除く）	
	上記以外の児童福祉法関係の施設		民泊	
	障害福祉サービス等事業所		共同住宅	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		寄宿舎	
	婦人保護施設		下宿	
その他の社会福祉施設	ラブホテル			
医療施設（※） ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。	病院	交通機関等	ウィークリーマンション	
	診療所		バス	
	歯科		タクシー	
	薬局		レンタカー	
	鍼灸・マッサージ		電車	
	接骨院		船舶	
生活必需品販売施設	柔道整復	工場等	航空機	
	卸売市場		物流サービス（宅配等を含む）	
	食料品売り場（移動販売店舗を含む。）		工場	
	コンビニエンスストア		作業場	
	百貨店（生活必需品売場）		金融機関等	銀行
	スーパーマーケット			消費者金融
	ホームセンター（生活必需品売場）	証券取引所		
	ショッピングモール（生活必需品売場）	証券会社		
	ガソリンスタンド	保険代理店		
	靴屋	その他 ※物価統制令の対象となるもの	各種事務所	
	衣料品店		理髪店	
	雑貨屋		美容院	
	文房具屋		銭湯（公衆浴場）（※）	
	酒屋		貸倉庫	
	本屋		メディア	
	自転車屋		貸衣装屋	
	家電量販店		不動産屋	
	園芸用品店		結婚式場（貸衣装含む）	
	鍵屋		葬儀場・火葬場	
家具屋	質屋			
自動車販売店	獣医			
カー用品店	ペットホテル			
花屋	たばこ屋（たばこ専門店）			
	ブライダルショップ			
	修理店（時計、靴、洋服等）			
	100円ショップ			
	駅売店			
	ランドリー			
	クリーニング店			
	ごみ処理関係			
	その他町長が適当と認める施設			

重要

対象施設のうち、事業用として明確に区分され、不特定の人が出入り可能な施設が対象となります。

Q14. 支給対象施設を賃借している場合は対象となるか

支給対象を所有していなくても、賃借するなどし、令和2年6月1日現在、町内で事業の用に供していれば対象となります。

助成条件

Q15. 会社の代表取締役が、個人でも事業収入がある場合について

会社と個人事業主はそれぞれが事業者として区分されているため、会社の代表取締役が会社とは別に個人事業主として事業収入がある場合は、それぞれで助成金を申請することが可能となります。

また、複数の会社の代表取締役が同一人物であった場合でも、それぞれの会社が独立した事業者であることからそれぞれの会社で助成金の申請が可能となります。

Q16. 複数の事業所を有する事業者の助成金額について

助成金は、1事業者につき一律15万円が支給となります。

このため、事業者が複数の事業所等を有している場合であっても15万円が支給となります。

Q17. 基準日(6月1日)現在、休業中であっても対象となるか

6月1日現在休業中であった場合、4月(国の緊急事態宣言、県の非常事態宣言発令月)以降からの休業は対象とし、3月以前からの休業は対象としません。

4月以降に休業した場合、休業した直近月の事業実態のわかる書類を提出していただきます。

Q18. 自宅を利用して事業をしている場合でも対象となるか

自宅と事務所を明確に区分し営業(不特定の人が出入り可能な状況)している場合のみ対象となり、単に自宅内の一室を事務所的に利用している場合は対象となりません。

これは、本助成金が不特定多数の人が出入り可能な事業所等の感染予防対策を支援する目的があるためです。

Q19. 「県協力金」支給対象で、県協力金を申請していない場合は対象となるか

本助成金は、「県協力金」の支給対象外(申請したくても申請できない場合)であった事業者が、その他要件を満たす場合に支給対象となります。よって「県協力金」支給対象であった場合(自らの意志で休業等せず申請しなかった場合を含みます)は、県協力金を受給、未受給によらず助成金の対象となりません。

Q20. 事業所と契約し、個人事業（保険外交員等）をしているが対象となるか

支給対象施設を事業の用に供すなど、支給要件を全て満たす場合は対象となります。

Q21. 夫婦で共通の施設を事業の用に供している場合はそれぞれ対象となるか

それぞれが個人事業主として事業収入があり、県協力金の支給対象外であるなど、要件を満たしている場合は、それぞれが助成金の支給対象となります。

Q22. 県協力金のように休業していなくても対象となるか

本助成金は、休業していなくても Q4.の要件を満たしていれば助成金の支給対象となります。

添付書類

Q23. 申請に必要な書類について

申請に必要な書類は次のとおりとなります。

なお、下記書類のうち、セーフティネット認定申請の際に提出した書類で内容が確認できる場合は改めて提出する必要はありません。その旨分かるようにご提出ください。

- ① 助成金交付申請書
- ② 助成金交付請求書
- ③ 事業実態のわかる書類
- ④ 助成金交付申請チェック表

事業実態のわかる書類として以下の書類を添付してください。

区分	会社	個人
(会社)会社設立後決算期 経過 (個人)昨年以前から営業	・ 法人事業概況説明書 ・ 直近売上資料	・ 決算(収支内訳)書 ・ 直近売上資料
(会社)会社設立後決算期 未経過 (個人)今年から営業	・ 登記全部事項証明書 ・ 直近売上資料	・ 開業届の写し(※) ・ 直近売上資料

※ 個人事業主の開業届の写しは、青色申告承認申請書に代えることが可能です。

Q24. 個人事業主は申請書に、施設所在地か自宅の所在地どちらを記載するのか

申請書右上に記載する住所所在地は、個人事業主の方は自宅の所在地を記載ください。

Q25. 直近売上資料とはどのようなものか

5月中の売上が確認できる資料をご提出ください。

売上帳簿や試算表、請求書などが想定されます。

Q26. 確定申告等をしていない場合の添付書類は

収入金額が20万円以上あるが所得が少なく、確定申告(町県民税申告含む)をしていない場合(決算(収支内訳)書がない)は、昨年中の事業実態のわかる書類(宛名入りの発注書、契約書、請求書等)を提出していただきます。

また、事業所(店舗等)における実際の運営(営業)実態を確認するなど、審査を行い支給の可否を決定させていただきます。

Q27. 令和2年以降に設立、開業した場合の添付書類は

令和2年中の事業収入が20万円以上であることを確認できる資料（宛名入りの発注書、契約書、請求書等）に加え、登記事項証明書（会社）又は開業届（個人事業主）を提出していただきます。

Q28. 開業届を紛失した、又は提出していない場合の添付書類は

開業し間もない個人事業主に求める開業届が手元にない場合は、下記のとおり対応ください。なお、青色申告者については、青色申告承認申請書を開業届に代えて提出いただくことが可能です。

（1）紛失した場合

関税務署にて開業届の写しをいただくか、閲覧した際にスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影いただいたものを印刷し添付してください。

（2）開業届を提出していない場合

令和2年6月1日において事業を確認できる以下の書類を必ず提出ください。以下の書類が提出できない場合は対象となりません。

- ・宛名入りの発注書、契約書、請求書等

また、事業所（店舗等）における実際の運営（営業）実態を確認するなど、審査を行い支給の可否を決定させていただきます。

その他

Q29. 助成金は課税対象となるか

助成金は、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されます。損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

Q30. 国の持続化給付金や県協力金以外の各種支援金等と重複受給は可能か

県協力金以外の、国の持続化給付金（法人は上限200万、個人事業主は100万円）等との重複受給は可能です。